

(別 添)

平成26年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する
法律に基づく対応状況等に関する調査結果

鳥取県福祉保健部長寿社会課

1 趣旨

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき実施した「平成26度における対応状況の調査結果」のうち、鳥取県における結果を公表する。

2 調査の概要

区 分	内 容
調査方法	養介護施設従事者による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計
対象期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

平成26年度、県内で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報対応件数は4件(平成22年度2件、平成23年度5件、平成24年度3件、平成25年度8件)であった。市町村及び県による事実確認調査を行った結果、虐待の事実は認められなかった。

(平成22年度1件、平成23年度1件、平成24年度1件、平成25年度1件)

(1) 相談通報の対応時期

区 分	件数	構成割合(%)
本調査対象年度内に、通報等を受理した事例	4	100.0
対象年度以前に通報等を受理し、事実確認調査が対象年度となった事例	0	0.0
対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例	0	0.0
合計	4	100.0

(2) 相談・通報者(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明	合計
件数	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
構成割合(%)	16.7	16.7	16.7	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(注)本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計し、構成割合は、相談・通報者の合計件数(4件)に対するもの

4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数

平成26年度、県内の市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報対応総数は、155件であった。(平成22年度151件、平成23年度180件、平成24年度140件、平成25年度168件)

区 分	件数	構成割合(%)
(a)本調査対象年度内に通報等を受理した事例	118	76.1
(b)対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例	9	5.8
(c)対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例	28	18.1
合計	155	100.0

(2) 相談・通報者(複数回答)

「介護支援専門員」が31.3%と最も多く、次いで「介護保険事業所職員」が17.2%、「被虐待高齢者本人」が14.0%、「家族・親族」10.2%であった。

区 分	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村職員	警察	その他	不明	合計
人	40	22	12	3	3	14	13	1	7	5	6	2	128
%	31.3%	17.2%	9.4%	2.3%	2.3%	10.9%	10.2%	0.8%	5.5%	3.9%	4.7%	1.6%	100%

(注)「(a)本調査対象年度内に通報等を受理した事例」について集計。1件の事例に対して複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳の該当には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数118件と一致しない

(3) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

① 事実確認の件数

「(a)本調査対象年度内に通報等を受理した事例(118件)」及び「(b)対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度になった事例(9件)」(計127件)のうち、事実確認を行った事例については125件であった。(2件については相談通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例)

② 事実確認の結果

区 分	件数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	76	60.8
虐待ではないと判断した事例	24	19.2
虐待の判断に至らなかった事例	25	20.0
合計	125	100.0

(注)「事実確認を行った事例」(125件)について集計

事実確認の結果、市町村が虐待を受けたと思われたと判断した事例（以下、「虐待判断事例」という）の総数は、76件であった。（平成22年度：92件、平成23年度94件、平成24年度72件、平成25年度80件）

(4) 虐待の内容（複数回答）

「身体的虐待」が75.3%と最も多く、次いで「心理的虐待」が29.9%、「介護・世話の放棄・放任」が28.6%であった。

区 分	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
人数	58	22	23	0	15	118	77
構成割合(%)	75.3	28.6	29.9	0	19.5	-	-

(注)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(76件)」における被虐待者の実人数(77人)について集計(76件のうち1件は複数虐待高齢者2人)

(5) 被虐待高齢者の状況について

① 性別及び年齢

性別では「女性」が80.5%と、全体の8割を占め、年齢階級別では、「80～84歳」と「85～89歳」がそれぞれ23.4%、次いで「90歳以上」が16.9%と多く、80歳代が5割を占めている。

被虐待高齢者の性別

区 分	男性	女性	不明	合計
人数	15	62	0	77
構成割合(%)	19.5	80.5	0.0	100.0

(注)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(76件)」における被虐待者の実人数(77人)について集計

被虐待高齢者の年齢

区 分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	8	10	10	18	18	13	0	77
構成割合(%)	10.4	13.0	13.0	23.4	23.4	16.9	0	100.0

(注)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(76件)」における被虐待者の実人数(77人)について集計

② 虐待者との同居・別居の状況

「同居」が89.6%と、9割近くが虐待者と同居であった。

区 分	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	30	39	7	1	0	77
構成割合(%)	39.0	50.6	9.1	1.3	0	100.0

(注)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(76件)」における被虐待者の実人数(77人)について集計

③ 虐待者との関係

被虐待者からみた虐待者の続柄は「息子」が47.1%と最も多く、次いで「娘」が14.1%、「夫」が11.8%、「妻」が7.1%の順であった。

被虐待者から見た虐待者の続柄

区分	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の 配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
人	10	6	40	12	4	2	0	5	4	2	85
%	11.8%	7.1%	47.1%	14.1%	4.7%	2.4%	0%	5.9%	4.7%	2.4%	100%

(注1)虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントしたため延べ数

(注2)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(76件)」における虐待者の延べ人数について集計

(6) 虐待への対応策について

① 分離の有無

虐待への対応として「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が33.6%で分離が行われていた。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は54.2%であった。

区 分	人数(d)	人数(e)	%((d)+(e))
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	28	8	33.6
被虐待高齢者と虐待者とを分離していない事例	39	19	54.2
対応について検討、調整中の事例	0	3	2.8
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居,入院,入所等)	9	0	8.4
その他	1	0	0.9
合 計	77	30	100.0

(注)(d)は「調査対象年度内に虐待と判断された事例(76件)」における被虐待者の実人数(77人)について集計

(e)は「対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例」(28件)における被虐待者の実人数(30人)について集計

② 分離を行った事例の対応の内訳

分離を行った事例への対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が36.1%と最も多く、次いで「上記以外の住まい・施設等の利用」で27.8%、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」、「医療機関への一時入院」がそれぞれ13.9%であった。

区 分	人数	構成割合(%)	面会制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	13	36.1	1

老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	5	13.9	2
緊急一時保護	2	5.6	0
医療機関への一時入院	5	13.9	2
上記以外の住まい・施設等の利用	10	27.8	3
虐待者を高齢者から分離(転居等)	1	2.8	0
その他	0	0	0
合計	36	100.0	8

③ 分離していない事例の対応の内訳

分離していない事例の対応では、「養護者に対する助言・指導」が51.7%と最も多く、次いで、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が34.5%で、「見守りのみ」が31.0%であった。

区 分		人数	構成割合(%)
経過観察(見守り)		18	31.0
経過観察 以外の対 応	養護者に対する助言・指導	30	51.7
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	3	5.2
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	2	3.4
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	20	34.5
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	5	8.6
	その他	9	15.5
合計(累計)		87	
合計(人数)		58	

(注1) %は「被虐待高齢者と虐待者とを分離をしていない事例」(39人+19人)に対する割合であるため、合計は100%にならない

5 県内市町村の高齢者虐待に係る体制整備状況(県内19市町村、平成26年度末現在)

市町村における体制整備状況については、以下のとおりであった。

区 分		実施済み	未実施
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (調査対象年度中)	市町村数	17	2
	構成割合(%)	89.5	10.5
地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	市町村数	17	2
	構成割合(%)	89.5	10.5
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	市町村数	12	7
	構成割合(%)	63.2	36.8

居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	14	5
	構成割合(%)	73.7	26.3
介護保険施設に法について周知	市町村数	14	5
	構成割合(%)	73.7	26.3
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	13	6
	構成割合(%)	68.4	31.6
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	11	8
	構成割合(%)	57.9	42.1
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	10	9
	構成割合(%)	52.6	47.4
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	12	7
	構成割合(%)	63.2	36.8
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	18	1
	構成割合(%)	94.7	5.3
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	10	9
	構成割合(%)	52.6	47.4
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	10	9
	構成割合(%)	52.6	47.4
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	18	1
	構成割合(%)	94.7	5.3
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	19	0
	構成割合(%)	100.0	0

H25年度では「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議」が9市町村が、H26年度には10市町村となり、警察との体制整備は進みつつある。また、「高齢者虐待の対応窓口となる部局の住民への周知」、「地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修」については、17市町村が実施済みとなっており、実施していないのはあと2市町村のみとなった。「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」については、平成26年度において全市町村で実施済みとなった。

県の高齢者虐待の防止に関しての取組として、高齢者虐待防止啓発パンフレットを作成し市町村へ配布するとともに(平成27年度中)、市町村・包括支援センター等を対象とした「養護者から的高齢者虐待対応研修会」や「施設従事者による高齢者虐待対応研修」を開催している。また、介護職員・看護職を対象とした施設における高齢者虐待防止に関するケアのあり方についての研修を継続して開催しており、高齢者虐待に対する意識付けを図り権利擁護のための取組の推進を行っている。

平成28年度からは、施設・事業所の管理者や施設長を対象とした「管理者等責任者向け高齢者権利擁護研修会」を実施する予定で、法人・組織のスキルアップや虐待防止に向けて資質向上と意識啓発を図っていく。